

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示

	ページ
○京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示 (高齢者支援課)	823
○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課)	826
○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 ()	827
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の指定 ()	〃
○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定 ()	828
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の変更 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の廃止 ()	〃
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定 ()	〃

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の変更 (地域福祉推進課)	829
○保安林の指定解除予定 (丹後広域振興局)	〃
○保安林の指定予定の通知 (京都林務事務所、山城広域振興局)	830
○港湾施設の供用開始 (港湾企画課)	〃

公 告

○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	831
○都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	832
○都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧 ()	〃
○都市計画高度地区の変更に係る図書の写しの縦覧 ()	〃
○都市計画下水道の変更に係る図書の写しの縦覧 (水環境対策課)	〃
○都市計画ごみ処理場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課)	〃
○都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧 ()	〃
○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課)	833
○一般競争入札の実施 (公営企業管理事務所)	〃

告 示

京都府告示第571号

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府地域密着型サービス等整備等助成事業補助金交付要綱（平成22年京都府告示第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項を次のように改める。

1	(1) 地域密着型サービス施設等の整備	市町村	特別養護老人ホーム（定員29人以下のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室	1 整備床当たり488万円（地域密着型サービス等整備等助成事業の対象施設の合築又は併設（以下「合築等」という。）を伴う場合にあっては、512万4,000円）	対象施設の整備（施設と一体的に整備されるものであって、知事が必要と認める整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費（知事が適当と認める委託費、分担金、購入費等を含む。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6パーセントに相当する額を限度とする。以下同じ。）（市町村が補助金交付事業を実施する場合にあっては、民間事業者が地域密着型サービス等整備等助成事業を実施するために要する経費に対して市町村が補助金を交付するために要する経費）	10分の10
			介護老人保健施設（定員29人以下のものに限る。）	1 施設当たり6,100万円（合築等を伴う場合にあっては、6,405万円）		
			介護医療院（定員29人以下のものに限る。）			
			養護老人ホーム（定員29人以下のものに限る。）	1 整備床当たり260万円（合築等を伴う場合にあっては、273万円）		
			ケアハウス（定員29人以下で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	1 整備床当たり488万円（合築等を伴う場合にあっては、512万4,000円）		
			都市型軽費老人ホーム	1 整備床当たり195万円（合築等を伴う場合にあっては、204万7,500円）		
			認知症高齢者グループホーム	1 施設当たり3,660万円（合築等を伴う場合にあっては、3,843万円）		
			小規模多機能型居宅介護事業所			
			定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	1 施設当たり647万円（合築等を伴う場合にあっては、679万3,500円）		
			看護小規模多機能型居宅介護事業所	1 施設当たり3,660万円（合築等を伴う場合にあっては、3,843万円）		
			認知症対応型デイサービスセンター	1 施設当たり1,300万円（合築等を伴う場合にあっては、1,365万円）		
			介護予防拠点	1 施設当たり971万円（合築等を伴う場合にあっては、1,019万5,500円）		
			地域包括支援センター	1 施設当たり130万円（合築等を伴う場合にあっては、136万5,000円）		
生活支援ハウス	1 施設当たり3,890万円（合築等を伴う場合にあっては、4,084万5,000円）					

		緊急ショートステイ	1 整備床当たり130万円（合築等を伴う場合にあっては、136万5,000円）		
		施設内保育施設	1 施設当たり1,300万円（合築等を伴う場合にあっては、1,365万円）		
		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員29人以下で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	1 整備床当たり488万円（合築等を伴う場合にあっては、512万4,000円）		
	(2) 空家を活用した整備	空家を活用して整備される次の施設 (1) 認知症高齢者グループホーム (2) 小規模多機能型居宅介護事業所 (3) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 (4) 認知症対応型デイサービスセンター	1 施設当たり971万円		
	(3) 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業	特別養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）	定員 1 人当たり123万円		
		介護老人保健施設（定員30人以上のものに限る。）			
		介護医療院（定員30人以上のものに限る。）			
		養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）			
		軽費老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）			
	(4) 災害レッドゾーンに所在する老朽化等をした広域型介護施設等の移転改築整備事業	特別養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室	移転後の1 整備床（増員分の床数を除く。）当たり488万円		
		介護老人保健施設（定員30人以上のものに限る。）	1 施設当たり6,100万円		
		介護医療院（定員30人以上のものに限る。）			
		養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）	移転後の1 整備床（増員分の床数を除く。）当たり260万円		
		ケアハウス（定員30人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	移転後の1 整備床（増員分の床数を除く。）当たり488万円のものに限る。）		
		介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員30人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）			

(5) 災害イエローゾーンに所在する老朽化等をした広域型介護施設等の移転改築整備事業	特別養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）及びこれに併設されるショートステイ用居室	移転後の1整備床（増員分の床数を除く。）当たり488万円		
	介護老人保健施設（定員30人以上のものに限る。）	1施設当たり6,100万円		
	介護医療院（定員30人以上のものに限る。）			
	養護老人ホーム（定員30人以上のものに限る。）	移転後の1整備床（増員分の床数を除く。）当たり260万円		
	ケアハウス（定員30人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）	移転後の1整備床（増員分の床数を除く。）当たり488万円		
	介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、定員30人以上で特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る。）			

別表第1の2の項中「83万9,000円」を「91万4,000円」に、「420万円」を「458万円」に、「宿泊サービス」を「、宿泊サービス」に、「1,400万円」を「1,530万円」に、「42万円」を「45万8,000円」に、「21万9,000円」を「23万9,000円」に、「700万円」を「763万円」に、「21万円」を「22万9,000円」に、「210万円」を「229万円」に、「当たり10万円」を「当たり10万9,000円」に、「28」を「34」に改め、同表の4の項中「119万円」を「130万円」に、「238万円」を「260万円」に、「73万4,000円」を「80万円」に、「224万円」を「244万円」に、「277万円」を「302万円」に、「111万5,000円」を「122万円」に、「350万円」を「382万円」に、「102万9,000円」を「113万円」に改める。

別表第2の1の項中「561万円」を「611万円」に、「459万円」を「500万円」に、「449万円」を「489万円」に改め、同表の2の項中「432万円」を「471万円」に、「100万円」を「109万円」に、「600万円」を「654万円」に、「350万円」を「382万円」に、「97万8,000円」を「107万円」に改める。

附 則

この告示は、令和5年11月24日から施行し、同年4月1日以降に実施された事業に係る補助金から適用する。



京都府告示第572号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年 月 日
クスリのアオキ中舞鶴薬局	舞鶴市宇余部下1140	株式会社クスリのアオキ	令 5.11. 1
ふじいキハダ診療所	宇治市五ヶ庄新開11	藤井 礼	〃

岡野医院	城陽市平川鍛冶塚66の2	岡野 高久	5.11. 1
クラージュ薬局城陽店	〃	株式会社クラージュファーマシー	〃
スギ薬局ファミリーやわた店	八幡市八幡源氏垣外1の4 ファミリーやわた2F	株式会社スギ薬局	〃
医療法人光恵会松井山手ひかり歯科クリニック	京田辺市山手中央3の2	医療法人光恵会	〃
まみーる一む訪問看護ステーション	〃 三山木西ノ河原57 カルチェヴィラ吉勇101	特定非営利活動法人にじいろ笑がお	5.10. 1

京都府告示第573号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和 5 年 11 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変更年月日
訪問看護ステーション白樺	新 向日市森本町下森本18の14	合同会社白樺	令 5. 5. 1
	旧 " 寺戸町南垣内6岡崎グランドハイツ107		

京都府告示第574号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和 5 年 11 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃止年月日
八幡市立歯科休日応急診療所	八幡市八幡園内73の3	八幡市	平 31. 3. 31

京都府告示第575号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和 5 年 11 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指定年月日
社会福祉法人不動園	認知症対応型共同生活介護	宇治やすらぎの家	宇治市宇治戸ノ内22の6	令 5. 7. 1

京都府告示第576号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 5 年 11 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
株式会社スマイルハート	訪問介護・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	あさがお介護事業所	新 亀岡市篠町森上垣内62の5	令 4. 11. 17
			旧 " " 森下宮ノ谷6の46	
合同会社白樺	訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーション白樺	新 向日市森本町下森本18の14	5. 5. 1
			旧 " 寺戸町南垣内6岡崎グランドハイツ107	

京都府告示第577号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	指 定 年月日
クスリのアオキ中舞鶴薬局	舞鶴市字余部下1140	株式会社クスリのアオキ	令 5.11.1
ふじいキハダ診療所	宇治市五ヶ庄新開11	藤井 礼	〃
岡野医院	城陽市平川鍛冶塚66の2	岡野 高久	〃
クラージュ薬局城陽店	〃	株式会社クラージュファーマシー	〃
スギ薬局ファミレやわた店	八幡市八幡源氏垣外1の4 ファミレやわた2F	株式会社スギ薬局	〃
医療法人光恵会松井山手ひかり歯科クリニック	京田辺市山手中央3の2	医療法人光恵会	〃
まみーる一む訪問看護ステーション	〃 三山木西ノ河原57 カルチェヴィラ吉勇101	特定非営利活動法人にじいる笑がお	5.10.1

京都府告示第578号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	変 更 年月日
訪問看護ステーション白樺	新 向日市森本町下森本18の14	合同会社白樺	令 5.5.1
	旧 〃 寺戸町南垣内6 岡崎グランドハイツ107		

京都府告示第579号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

医療機関の名称	所在地	開設者名	廃 止 年月日
八幡市立歯科休日応急診療所	八幡市八幡園内73の3	八幡市	平 31.3.31

京都府告示第580号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

申請者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	指 定 年月日
社会福祉法人不動園	認知症対応型共同生活介護	宇治やすらぎの家	宇治市宇治戸ノ内22の6	令 5.7.1

京都府告示第581号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2 の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和 5 年 11 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

開設者	サービスの種類	事業所の名称	所在地	変更年月日
株式会社スマイルハート	訪問介護・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	あさがお介護事業所	新 亀岡市篠町森上垣内62の5	令 4. 11. 17
			旧 " " 森下宮ノ谷 6 の46	
合同会社白樺	訪問看護・介護予防訪問看護	訪問看護ステーション白樺	新 向日市森本町下森本18の14	5. 5. 1
			旧 " 寺戸町南垣内 6 岡崎 グランドハイツ107	

京都府告示第582号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 5 年 11 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ白石10005の 7（次の図に示す部分に限る。）、10005の 8
- (2) 指定された目的
なだれの危険の防止
- (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ白石10005の 2、10005の 4、10005の 7（次の図に示す部分に限る。）、10005の 8、小字カマヤ内オテ10007の 6、10007の 7、10007の 9、10007の11、10007の13、10007の16から10007の21まで
- (2) 指定された目的
魚つき
- (3) 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、伊根町役場においてその図面を閲覧することができる。）

京都府告示第583号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 5 年 11 月 24 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ白石10005の10、10005の11
- (2) 指定された目的
なだれの危険の防止
- (3) 解除の理由

道路用地とするため

- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
与謝郡伊根町字蒲入小字カマヤ白石10005の10、10005の11、小字カマヤ糸オロシ10006の4（次の図に示す部分に限る。）、10006の7
- (2) 指定された目的
魚つき
- (3) 解除の理由
道路用地とするため
- 〔次の図〕は、省略し、その図面を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、伊根町役場においてその図面を閲覧することができる。）



京都府告示第584号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月24日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
京都市左京区鞍馬本町616の2、651、653から657まで、659から661まで、701から716まで、743、745、748、751、752、754、758、760、762、764、765
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府京都府林務事務所治山課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、京都市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第585号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和5年11月24日
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林予定森林の所在場所
綴喜郡宇治田原町大字湯屋谷小字蛭ヶ谷1の1・10（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宇治田原町役場においてその図面及び関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第586号

舞鶴港における港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する港湾施設で、令和5年11月27日から供用を開始するものの概要は、次のとおりである。

令和5年11月24日
舞鶴港港湾管理者 京都府
代表者 京都府知事 西 脇 隆 俊

供用を開始する施設

種類	位置	名称	数量及び能力	備考
臨港道路	舞鶴市宇魚屋～松陰	臨港道路和田下福井線	延長311.0m	起点 舞鶴市道魚屋本通線 終点 島崎1号臨港道路

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
西日本高速道路株式会社関西支社新名神京都事務所
所長 山本 武史
京都市山科区四ノ宮泓37
- 2 林地開発行為の目的
高速自動車国道の造成（宇治田原町郷之口工区）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字墓ヶ谷1番2ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
13.5ヘクタール
- 5 期間
平成29年5月10日から令和9年3月31日まで
- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
有
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	綴喜郡宇治田原町大字郷之口地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	場内の車両出入口にタイヤ洗い場を設置し、車両の汚れを除去する。 また、必要に応じ散水を行う。
交通量の増加	〃	資材搬入車両等の出入りに際し周辺道路の円滑な交通を確保するため、場内の車両出入口及び綴喜郡宇治田原町大字郷之口小字長井野地内の農道に交通保安要員を配置する。
濁水の発生	〃	工事中は、場内流末最下流部に沈砂池を設置し、泥を沈下させた

		後に場外に排水する。 完成後は、油水分離ますを設置し、路面排水の油分等を分離させた後に河川に放流する。
河川水量の増加	綴喜郡宇治田原町大字郷之口地内の一部に存する範囲（次の図のとおり）	工事中においては、沈砂池を介し、河川等に排水する。 完成後は、道路の路面排水を調整池に集約するため、放流量を調整した上で河川に放流する。
粉じんの発生	〃	工事中、乾燥時には必要に応じて散水を行い、粉じんの飛散防止を図る。
騒音の発生	〃	トンネル坑口部には防音壁を設置し、発破による騒音を低減する。 また、必要に応じ仮設防音壁を設置する等、対策を行う。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森7の6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 宇治田原町建設環境課
綴喜郡宇治田原町大字立川小字坂口18番地の1
- (4) 西日本高速道路株式会社関西支社新名神京都事務所
京都市山科区四ノ宮泓37

9 縦覧期間

令和5年11月24日（金）から令和5年12月25日（月）まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和5年11月24日（金）から令和6年1月9日（火）まで
- (2) 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森7の6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
〔「次の図」は、省略し、その図面を8の縦覧場所において縦覧に供する。〕



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）特別用途地区（らくなん進都産業集積地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）高度地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部水環境対策課において縦覧に供する。

令和5年11月24日


京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（洛西ニュータウン・タウンセンター地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日


京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（大枝北福西町二丁目地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日


京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（大枝南福西町二丁目・三丁目地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊



京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（姉小路界わい地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（祇園四条地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都市から京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）地区計画（西院溝崎町地区）の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、京都府建設交通部都市計画課において縦覧に供する。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 工事が完了した開発区域に含まれる地域

綴喜郡井手町大字多賀小字二ノ坪42の1、43の1、44の1、45から47まで、48の1の一部、50の一部、51の1の一部、51の2の一部、52の1の一部、52の2の一部、52の3の一部、53の一部、54の一部、55の1の

一部、67の一部、68の一部、69の一部、小字飛鳥田40の1、41の1、41の2、42の1、42の2、43の1から43の3まで、47の一部、49の一部、小字奥西30の一部、31の一部、32の一部、町有地

（関連区域）

綴喜郡井手町大字多賀小字二ノ坪42の2、42の3の一部、43の2、43の3の一部、44の2

2 開発許可を受けた者の住所及び名称

福知山市東野町1

株式会社さとう

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和5年11月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 入札に付する事項

(1) 調達の名称及び数量

ア 京都府公営企業管理事務所で使用する電力調達一式

イ 京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場で使用する電力調達一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 調達期間

ア 京都府公営企業管理事務所で使用する電力調達令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

イ 京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場で使用する電力調達

令和6年4月18日から令和7年4月17日まで

(4) 調達施設

ア 京都府公営企業管理事務所
福知山市字石原1158

イ 京都府公営企業管理事務所綾部中継ポンプ場
綾部市多田町黒岩10番地1

(5) 契約期間

契約日からそれぞれの調達期間の末日までを契約期間とする。

なお、契約日からそれぞれの調達期間の開始日前日までを準備期間とする。

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交

付場所並びに入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課

電話番号 (075) 414-5429

ファクシミリ番号 (075) 414-5450

(2) 契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒620-0804 福知山市字石原1158

京都府公営企業管理事務所工業用水道課

電話番号 (0773) 27-0160

(3) 入札説明書及び仕様書の交付期間等

ア 交付期間

令和5年11月24日(金)から令和5年12月18日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分までの間

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和5年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和5年京都府告示第1号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。
大分類「燃料類」一小分類「電力」

(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。

(4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和5年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。

(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。

(6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であること。

(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。

4 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

2の(3)のアに同じ。

(2) 提出方法

ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。

なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとす。

イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。

(3) 確認通知

入札参加資格の確認については、別途通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先
2の(1)に同じ。

(イ) 提出書類

原則として、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>)からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年12月5日(火)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。

(ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号 (075) 414-4654

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和5年12月5日(火)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年1月17日(水)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年1月18日(木)午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年1月17日(水)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年1月18日(木)午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア又はイのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア又はイのそれぞれの電力調達一式の総額ととし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府公営企業会計規程(昭和47年京都府公営企業管理規程第9号)第112条の規定により例によることとされる京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

6 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- 7 契約書作成の要否
要する。
- 8 入札保証金
免除する。
- 9 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 10 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- 11 その他
- (1) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) この入札に係る令和6年度以降の予算が京都府議会において議決されない場合は、この入札は、契約を解除することがある。
- (3) 詳細は、入札説明書による。
- (4) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (5) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (6) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。
- 12 Summary
- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
- a. Supply of electricity for Kyoto Public Corporation Management Office
- b. Supply of electricity for the Kyoto Public Corporation Management Office Ayabe Relay Pumping Station
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM on Friday, November 24, 2023 to 5:15 PM on Monday, December 18, 2023
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Wednesday, January 17, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Thursday, January 18, 2024
Tender Division, Department of General Affairs,

- Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (5) Deadline for tender by direct delivery or mail
5:00 PM on Wednesday, January 17, 2024
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Thursday, January 18, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450